７福薬業発第２４２号
令和７年１０月８日

各地区薬剤師会会長　殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事　濱　　寛

在宅医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策研修会に係るオンデマンド配信の開始について（周知依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「在宅医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業」に係る研修会の開催については、７福薬業発第 159 号にてお知らせしたところですが、このたび、オンデマンド配信が開始した旨、福岡県高齢者地域包括ケア推進課より連絡がありましたのでお知らせいたします。

本研修の受講は「在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」を申請する際の要件となっております。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

◆申込方法
下記 URL 又は二次元コードからお申し込みください。
URL：https://forms.office.com/r/2BBy0aBe3X
後日、受講に関する案内メールが配信されます

◆問い合わせ先
帝人株式会社　bouhara-fukuoka@teijin.co.jp
すべてのお問合せは、上記メールアドレス宛に送信をお願いします。電話番号はありません。

◆県ホームページ
在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策について
URL： https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html

以　上

公印省略

７高ケ推第１４７９号
令和７年１０月７日

公益社団法人
福岡県薬剤師会長　殿

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

在宅医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策研修会に係る
オンデマンド配信開始について（周知依頼）

平素より、本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、暴力・ハラスメントを未然に防ぎ、在宅医療・介護従事者が安心安全な環境で、質の高いサービスを継続的に提供できるよう、「在宅医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業」を実施しております。

この度、下記のとおりオンデマンド配信による研修会の視聴を開始いたしますので、お知らせいたします。

つきましては、貴会所属の各薬局に周知いただき、積極的な視聴を呼び掛けていただきますようお願い申し上げます。

なお、本研修会につきましては、県からも、別紙写のとおり貴会所属の各薬局へ案内をお送りしておりますので、申し添えます。

記

１　研修の概要

暴力・ハラスメントに対応する知識やスキルを習得していただくため、研修動画のオンデマンド配信を開始いたしました。詳細につきましては、別添の「在宅医療・介護管理者及び従事者向け研修会チラシ」を御参照ください。

＜研修内容＞
「県の取組について」　高齢者地域包括ケア推進課
※参考に配信します。受講修了の要件ではありませんが、必要に応じて御視聴ください。

研修１　基礎研修：ハラスメント総論
専門研修：精神・認知症の症状とハラスメントの関係
講　　師：医療法人すずらん会 たろうクリニック 理事長・院長　内田　直樹　氏

研修２　法的研修：暴力・ハラスメント対策としての法的知識

２　申し込み方法

下記 URL 又は二次元コードからお申し込みください。

https://forms.office.com/r/2BBy0aBe3X

後日、受講に関する案内メールが配信されます。

３　本研修についての問合せ先

帝人株式会社　bouhara-fukuoka@teijin.co.jp

すべてのお問合せは、上記メールアドレス宛に送信していただきますようお願いいたします。

電話番号はございません。

４　その他

本研修の受講は、「安全対策費用補助」及び「複数名訪問費用補助」を申請いただく際の要件となっております。

なお、補助金事業の詳細やその他の取組については、県ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

○ 県ホームページ

在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策について

URL　https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html

福岡県　在宅医療・介護　ハラスメント　検索

＜問合せ先＞

福岡県　保健医療介護部　高齢者地域包括ケア推進課

担当　：　在宅医療係　尾崎

TEL　：　092-643-3275

MAIL　：　zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

公印省略

写

7高ケ推第１４７９号
令和７年１０月７日

在宅の医療・介護関係事業所　各位

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

在宅医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策研修会に係る
オンデマンド配信開始について（周知依頼）

平素より、本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、暴力・ハラスメントを未然に防ぎ、在宅医療・介護従事者が安心安全な環境で、質の高いサービスを継続的に提供できるよう、「在宅医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業」を実施しております。

この度、下記のとおりオンデマンド配信による研修会の視聴を開始いたしますので、お知らせいたします。

つきましては、貴事業所所属の皆様に対し、下記のとおり周知くださいますようお願い申し上げます。

記

１　研修の概要

暴力・ハラスメントに対応する知識やスキルを習得していただくため、研修動画のオンデマンド配信を開始いたしました。詳細につきましては、別添の「在宅医療・介護管理者及び従事者向け研修会チラシ」を御参照ください。

＜研修内容＞

「県の取組について」　高齢者地域包括ケア推進課

※参考に配信します。受講修了の要件ではございませんが、必要に応じて御視聴ください。

研修１　**基礎研修：ハラスメント総論**
専門研修：精神・認知症の症状とハラスメントの関係
講　　師：医療法人すずらん会 たろうクリニック 理事長・院長　内田　直樹　氏

研修２　**法的研修：暴力・ハラスメント対策としての法的知識**
講　　師：河野・野田部法律事務所　弁護士　板井　京介　氏

２　申し込み方法

下記 URL 又は二次元コードからお申し込みください。

https://forms.office.com/r/2BBy0aBe3X

後日、受講に関する案内メールが配信されます。

３　本研修についての問合せ先

帝人株式会社　bouhara-fukuoka@teijin.co.jp

すべてのお問合せは、上記メールアドレス宛に送信してくださいますようお願いいたします。

電話番号はございません。

４　その他

本研修の受講は、「安全対策費用補助」及び「複数名訪問費用補助」を申請いただく際の要件となっております。

なお、補助金事業の詳細やその他の取組については、県ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

○ 県ホームページ

在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策について

URL　https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html

福岡県　在宅医療・介護　ハラスメント　検索

＜本事業担当課＞

福岡県　保健医療介護部　高齢者地域包括ケア推進課

（在宅医療に関すること）

担当　：　在宅医療係　尾崎

TEL　：　092-643-3275

MAIL　：　zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

（在宅介護に関すること）

担当　：　介護人材確保対策室　樋口

TEL　：　092-643-3327

MAIL　：　k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

令和７年度 在宅医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策研修会 ～オンデマンド配信～

～暴力・ハラスメント対策は、職員を守るだけでなく利用者の円滑なサービス継続利用にもつながる重要な対策です～

申込方法

URL 又は二次元コードからお申し込みください

https://forms.office.com/r/2BBy0aBe3X

９月３日に開催した研修会に申込された方は、新たにお申込みいただく必要はございません。お申込時に記載いただいたメールアドレス宛に視聴用リンクをお送りしますので、事業所内研修等にお役立てください。

対　象

在宅医療・介護管理者及び従事者 ※1

※1 研修対象につきましては、県のホームページをご覧ください。

その他

本研修の受講は補助金申請の要件です。
詳細は裏面を御覧ください。

参加費無料

研修プログラム

「県の取組について」

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
　事業概要、相談窓口の対応状況について、昨年度補助金を活用した事業所の声について

研修１：基礎研修「ハラスメント総論」
**　　専門研修「精神・認知症の症状とハラスメントの関係について」**

医療法人すずらん会 たろうクリニック 理事長・院長　認知症専門医 内田 直樹 氏
　ハラスメントとは何か、職場での対応、管理者の役割について
　事例紹介と訪問系・施設系の状況に応じたとるべき行動について

研修２：法的研修「暴力・ハラスメント対策としての法的知識」

河野・野田部法律事務所　弁護士　板井 京介 氏
　暴力・ハラスメント対策の法的知識、法改正について、相談内容を踏まえた事例紹介

本研修は令和７年９月３日（水）に開催した研修会の録画配信です

福岡県 Fukuoka Prefecture

本研修に関する問い合わせ先：帝人株式会社

bouhara-fukuoka@teijin.co.jp

補助金の申請ステップ

STEP 1 ※2

①研修の受講　研修１（基礎研修及び専門研修）及び研修２を受講する。

②従事者への研修　事業所内で、研修１及び研修２を活用し、従事者向けの研修会を実施する。
本オンデマンド配信を管理者と従事者が共に視聴することにより、従事者の研修実施に代えることも可。

STEP 2

暴力・ハラスメントの対応に関する基本方針を策定する。
福岡県暴力・ハラスメント対策マニュアルはこちら▶https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html#manual-bouhara

STEP 3 ※3

安全対策費用の補助　在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入（＊）に関する経費を補助します。
＊訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へ SOS を発信（位置情報を共有）することができるサービスの導入に関する経費のことを指します。

複数名訪問費用の補助　利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護・介護等が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難であるなどの理由から、診療報酬又は介護報酬の加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助します。

※2 STEP1 を終えた事業所は、受講修了証を発行し、県ホームページへ公表します。
※3 補助金の詳細は、福岡県ホームページに掲載しています。

補助金の詳細は、下記県のホームページをご覧ください。

福岡県 在宅医療・介護職員カスハラ相談センター

利用者等からの暴力・ハラスメントに対する対応方法について、在宅医療・介護管理者及び従事者から電話又はメールにて相談を受ける専用窓口を設置しております。必要に応じて弁護士への法律相談も可能です。

相談対象者

・県内の在宅医療・介護事業所に従事する方（管理者を含む。）
・県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方（同上）
・県内行政機関の職員

相談内容

・暴力・ハラスメントへの対応について
・上記に付随する法的な相談について　など

電　話：0120-111-309　平日 9:00 ～ 19:00
土日祝・12/29 ～ 1/3 を除く

ウェブ：24 時間受付 3 営業日以内にご返信
https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/p-index.php
（相談内容の確認が必要な場合はご連絡させていただく場合がございます）

福岡県の取組は、福岡県ホームページに掲載されています。　福岡県　在宅医療・介護　ハラスメント　検索
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html

福岡県在宅医療・介護事業所向け　研修会実績

（R7.9月末時点）

医療機関・事業所区分	研修対象事業所数（10月時点）	研修①※1 受講事業所数	研修②※2 受講事業所数	研修①又は②の少なくとも一方を受講した事業所数	受講修了証書発行数※3	研修受講率
	A	B	C	D	E	D/A
在宅医療機関	1,404	16	16	18	8	1.3%
訪問看護事業所	968	132	133	154	77	15.9%
在宅歯科医療機関	698	10	6	12	3	1.7%
在宅患者訪問薬局	2,663	301	291	320	237	12.0%
栄養ケア・ステーション	3	0	0	0	0	0.0%
訪問介護事業所	1,551	46	47	62	16	4.0%
訪問入浴介護事業所	44	1	4	4	1	9.1%
訪問リハビリテーション事業所	48	14	10	14	8	29.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	95	1	4	4	1	4.2%
夜間対応型訪問介護事業所	4	0	0	0	0	0.0%
居宅介護支援事業所	1,488	82	69	104	28	7.0%
小規模多機能型居宅介護事業所	260	13	11	17	5	6.5%
看護小規模多機能型居宅介護事業所	39	7	7	8	6	20.5%
計	9,265	623	598	717	390	7.7%

※1　研修①　在宅医療・介護スタッフを守るための暴力・ハラスメント対策研修（三木先生）

※2　研修②　在宅医療・介護管理者に必要な暴力・ハラスメント基本知識と事例（周先生）又は「在宅の医療及び介護事業者のための暴力・ハラスメント対策としての法律知識」（板井先生）

※3　「研修①及び②を受講」し、事業所内で「従事者向け研修を実施」した事業所のうち、修了証書の発行を希望した事業所にのみ発行しているもの。